源泉徴収簿及び年調計算表への記入例

1 保険料控除申告書からの転記

令和６年分　給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長	□□
給与の支払者の名称（氏名）	○○○○　株式会社
給与の支払者の法人番号	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7
給与の支払者の所在地（住所）	□□市△△町３－３
（フリガナ）あなたの氏名	ヤマカワ　タロウ　山川　太郎
あなたの住所又は居所	○○市××町 23－７

保

区分	保険会社等の名称	保険等の種類	当年中に支払った保険料等の金額	保険等の契約者の氏名	保険等の被保険者の氏名	保険金等の受取人の氏名	新・旧の区分	あなたの本年中に支払った保険料等の金額（内書きの金額を含む）を記入
一般の生命保険料	●●生命	養老	10年	山川 太郎	山川 明子		新	(A) 25,000
	××生命	養老	10年	〃	〃		新	(A) 80,000
							新・旧	(A)
							新・旧	(A)
介護医療保険料								
一般の個人年金保険料	●●生命	介護	10年	山川 太郎	山川 明子			(A) 80,000
								(A)
								(A)
介護医療個人年金保険料	●●生命	○○年金	30年	山川 太郎	山川 太郎（H.30.4.1 ～ 2.1.7.1）		旧	(A) 90,000
	××生命	○○年金	30年	〃	山川 太郎（H.30.4.1 ～ 2.1.7.1）		新	(A) 30,000
							新・旧	(A)

①のうち新保険料等の金額の合計額	A 25,000 円	②のうち旧保険料等の金額の合計額	B 80,000 円
③のうち旧保険料等の金額の合計額	B 80,000 円	④のうち介護医療保険料等の金額の合計額	45,000 円
⑤の金額の合計額	C 80,000 円		
⑥の金額の合計額	D 90,000 円		
⑦のうち新保険料等の金額の合計額	E 30,000 円		

①（最高100,000円）：22,500 円	②（最高100,000円）：40,000 円	③（最高100,000円）：40,000 円	④（最高100,000円）：45,000 円
⑤（最高100,000円）：40,000 円	⑥（最高100,000円）：27,500 円	⑦（最高100,000円）：40,000 円	

計算式１（新保険料等用）※	計算式２（旧保険料等用）※
A、C又はD の金額	B又はE の金額
20,000円以下	A、C又はD の金額
20,001円から40,000円まで	A、C又はD ×1/2＋10,000円
40,001円から80,000円まで	A、C又はD ×1/4＋20,000円
80,001円以上	一律に40,000円

計算式３（旧保険料等用）※
B又はE の金額
25,000円以下
25,001円から50,000円まで
B又はE ×1/2＋12,500円
50,001円から100,000円まで
B又はE ×1/4＋25,000円
100,001円以上
一律に50,000円

※　控除額の計算において算出した金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

生命保険料控除人年金保険料

生命保険料控除合計（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑦）（最高120,000円）：120,000 円

（給与所得控除後の金額の算出表）

（九）

給与等の金額 以上	未満	給与所得控除後の給与等の金額
円	円	円
6,372,000	6,376,000	4,657,600
6,376,000	6,380,000	4,660,800
6,380,000	6,384,000	4,664,000
6,384,000	6,388,000	4,667,200
6,388,000	6,392,000	4,670,400
6,392,000	6,396,000	4,673,600
6,396,000	6,400,000	4,676,800
6,400,000	6,404,000	4,680,000
6,404,000	6,408,000	4,683,200
6,408,000	6,412,000	4,686,400
6,412,000	6,416,000	4,689,600
6,416,000	6,420,000	4,692,800
6,420,000	6,424,000	4,696,000
6,424,000	6,428,000	4,699,200
6,428,000	6,432,000	4,702,400

給与等の金額 以上	未満	給与所得控除後の給与等の金額
円	円	円
6,492,000	6,496,000	4,753,600
6,496,000	6,500,000	4,756,800
6,500,000	6,504,000	4,760,000
6,504,000	6,508,000	4,763,200
6,508,000	6,512,000	4,766,400
6,512,000	6,516,000	4,769,600
6,516,000	6,520,000	4,772,800
6,520,000	6,524,000	4,776,000
6,524,000	6,528,000	4,779,200
6,528,000	6,532,000	4,782,400
6,532,000	6,536,000	4,785,600
6,536,000	6,540,000	4,788,800
6,540,000	6,544,000	4,792,000
6,544,000	6,548,000	4,795,200
6,548,000	6,552,000	4,798,400

（6,372,000円～20,000,000円）

給与等の金額 以上	未満	給与所得控除後の給与等の金額
円	円	
6,600,000	8,500,000	給与等の金額に90%を乗じて算出した金額から1,100,000円を控除した金額
8,500,000	20,000,000	給与等の金額から1,950,000円を控除した金額
20,000,000円		18,050,000円

この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

扶養控除等（異動）申告書の内容を基に「扶養控除等の申告」欄を記入します。

2 基礎控除申告書・配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書・所得金額調整控除申告書からの転記

令和６年分　給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長	□□
給与の支払者の名称（氏名）	○○○○株式会社
給与の支払者の法人番号	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7
給与の支払者の所在地（住所）	□□市△△町３－３
（フリガナ）あなたの氏名	ヤマカワ　タロウ　山川　太郎
あなたの住所又は居所	○○市××町 23－７

基・配・所

～記載に当たってのご注意～

◎「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」については、次の場合に応じて記載してください。
1　あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,805万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」の順に記載してください。
2　上記１以外である場合は、「基礎控除申告書」の小欄に記載してください（「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」を記載する必要はありません。）。

◎「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下である場合又は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◎「配偶者控除等申告書」の表の「区分」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
○「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄に(A)～(C)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄に①～④に該当する場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けることができます。ただし、その配偶者が非居住者である場合を除きます。
○「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄に(A)～(D)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄に①又は②に該当する場合は、配偶者に係る定額減税の適用を受けることができます。ただし、その配偶者が非居住者である場合を除きます。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書（同一生計配偶者に係る申告）◆

○ 配偶者の氏名等

（フリガナ）配偶者の氏名	配偶者の個人番号	生年月日	配偶者との続柄	配偶者の年間の合計所得金額の見積額
ヤマカワ　アキコ　山川　明子	2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7	昭和・平成 56年10月5日	妻	円

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

	所得の種類	収入金額	所得金額
(1)	給与所得	8,970,000 円	6,973,000 円（裏面「41」を参照）
(2)	給与所得以外の所得の合計額		円（裏面「42」を参照）
	あなたの本年中の合計所得金額の見積額		6,973,000 円

○ 控除額の計算

利	☑ 900万円以下	(A)	区分Ⅰ A（次のA～D を記載）
	□ 950万円超 950万円以下	(B)	48万円
	□ 1,000万円超 1,000万円以下	(C)	32万円
定	□ 1,805万円超 1,805万円以下	(D)	16万円
	□ 2,400万円超 2,450万円以下		32万円
	□ 2,450万円超 2,500万円以下		16万円

※ 区分Ⅰ「基礎控除の額」及び「本人定額減税対象」欄は上記の区分欄参照。

定額減税対象者

基礎控除の額：480,000 円

本人定額減税対象：☑

◆ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

	所得の種類	収入金額	所得金額
(1)	給与所得	950,000 円	400,000 円（裏面「41」を参照）
(2)	給与所得以外の所得の合計額		円（裏面「42」を参照）
	配偶者の本年中の合計所得金額の見積額		* 400,000 円

○ 控除額の計算

区分Ⅱ	①	②	③	④（上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」(1)と(2)の合計額）（＊印の金額）	配偶者特別控除の額
	48万円超 95万円以下	38万円超 95万円以下	38万円超 95万円以下	36万円超 95万円以下	31万円超 95万円以下
A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円
B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円
C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円
区分Ⅰ	95万円超 100万円以下	95万円超 105万円以下	95万円超 110万円以下	95万円超 115万円以下	95万円超 120万円以下
	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円
	21万円	17万円	11万円	8万円	4万円
	11万円	7万円	6万円	4万円	2万円
	6万円	4万円	2万円	1万円	1万円

区分Ⅱ	
① 48万円以下かつ年齢70歳以上（昭和30.1.11以前生）	
□ 『老人控除対象配偶者に該当』	
☑ 48万円以下かつ年齢70歳未満	
□ 48万円超95万円以下	
□ 95万円超133万円以下	
区分Ⅱ	②（上のリーダを記載）

配偶者特別控除の額：380,000 円

配偶者特別控除の額：円

配偶者定額減税対象：☑

（(A)～(D)のいずれかに該当し、かつ、①～④のいずれかに該当する場合はチェック。）

摘要　配偶者控除　配偶者特別控除

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆　あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。

○　年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「公表養親族等」欄及び「特別障害者」欄にその該当する者について記載してください（該当者が複数いる場合は、いずれか１名を記載することで足りるとされています。）。
なお、「要件」欄の(2)以上の項目に該当する場合は、いずれか１つの要件について、チェックを付け記載をすることで足りるとされています。
○　年末調整における所得金額調整控除の適用については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要件	公表養親族等	特別障害者
□ あなたは本人が特別障害者	（右の☑欄又は★欄を記載）	
□ 同一生計配偶者が特別障害者	（右の☑欄又は★欄を記載）	
□ 扶養親族が特別障害者	（右の☑欄又は★欄を記載）	
☑ 扶養親族が年齢23歳未満（平成12.1.2以後生）	（右の☑欄のみを記載）	

配偶者の氏名等	フリガナ：山川　二郎	個人番号：3 1 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8	生年月日：大正・昭和・平成・令和 20年5月17日
	続柄：子	年間の合計所得金額：0 円	特別障害者に該当する事実：☑扶養控除等申告書のとおり

（注）「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、本年中の合計所得金額が48万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下）の人をいいます。

（令和６年分の年末調整のための算出所得税額の速算表）

課税給与所得金額（A）	税率（B）	控除額（C）	税額＝(A)×(B)－(C)
1,950,000円以下	5%	—	(A)×５%
1,950,000円超　3,300,000円 〃	10%	97,500円	(A)×10%－97,500円
3,300,000円 〃　6,950,000円 〃	20%	427,500円	(A)×20%－427,500円
6,950,000円 〃　9,000,000円 〃	23%	636,000円	(A)×23%－636,000円
9,000,000円 〃　18,000,000円 〃	33%	1,536,000円	(A)×33%－1,536,000円
18,000,000円 〃　18,050,000円 〃	40%	2,796,000円	(A)×40%－2,796,000円

（注）１　課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
２　課税給与所得金額が18,050,000円を超える場合は、年末調整の対象となりません。

甲欄 乙欄

所属	経理課	職名	経理係長	住所	（郵便番号 000－0000）○○市××町23－７	氏名	（フリガナ）マカワ　タロウ　山川　太郎（生年月日 明・大・昭・平・令 56年１月１日）	整理番号	8

令和６年分　給与所得に対する源泉徴収簿

区分	月区分	支給月日	総支給金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額
給料	1	1 19	590,000 円	90,712 円	499,288 円	5人	8,420 円	円	8,420 円
	2	2 20	590,000	90,712	499,288	5	8,420		8,420
	3	3 20	590,000	90,712	499,288	5	8,420		8,420
	4	4 19	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160
	5	5 20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160
	6	6 20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		0
							▲9,160		
	7	7 19	600,000	92,454	507,546	5	9,160		0
							▲9,160		
	8	8 20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		0
							▲9,160		
	9	9 20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		0
							▲9,160		
	10	10 21	600,000	92,454	507,546	5	9,160		0
							▲9,160		
	11	11 20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		0
							▲9,160		
	12	12 20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		7,120
							▲2,040		
	計		① 7,170,000	② 1,104,222	5,065,778		③ 50,700		
賞与等	6	6 10	900,000	140,940	759,060	5	（税率12.252%）93,000 ▲93,000		0
	12	12 25	900,000	140,940	759,060	5	（税率 — %）	過納 ▲50,700	▲50,700
							（税率 %）		
							（税率 %）		
	計		④ 1,800,000	⑤ 281,880	1,518,120		⑥ 0	▲50,700	

前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額　円

上の税額につき過不足は徴収月区分	月別	過付又は徴収した税額	差引残高	月別	過付又は徴収した税額	差引残高
	月	円	円	月	円	円

扶養控除等の申告	区分	扶養親族等の数	一般の控除対象扶養親族	特定扶養親族	老人扶養親族	同居老親等	その他	配偶者の有無
	申告月日							
有・無	当初	⑤ 無	1人	1人	1人	人	1人	人
	/	有・無						
	/	有・無						
	控除額合計（万円）	1人当たり（万円）	38	63	58	48	27	40
			38	63	58		27	

配偶者の有無	区分	配偶者の氏名等	配偶者の合計所得金額	控除額
有・無	当初	嘉又　緑は親族	勤労学生	現在ふるさと納税の控除対象配偶者・控除対象扶養親族の合計数 人
		嘉緑・ひとり親	有・無	
		嘉緑・ひとり親	有・無	
		嘉緑・ひとり親	有・無	
	月 日			

※令和６年分年末調整計算表（法定額減税の計算に対応した計算表となりますので、令和７年分の年末調整には利用いただけません。）

区分		金額		税額
給料・手当等	①	7,170,000 円	㉑	50,700 円
賞与等	④	1,800,000	㉒	0
計	⑦	8,970,000	㉓	50,700
給与所得控除後の給与等の金額（⑦－⑧・ただし最低保障額650,000円）	⑨	7,020,000		
所得金額調整控除額（⑨×0.5%・ただし最高125,000円）	⑩	47,000		
給与所得控除後の給与等の金額（⑨－⑩）	⑪	6,973,000		
所得から控除される金額の合計額（⑫＋⑬）	⑫	1,386,122		
社会保険料等の控除額 申告による社会保険料の控除分	⑬	0（※1）		
申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑭	0（※2）		
生命保険料の控除額	⑮	120,000		
地震保険料の控除額	⑯	50,000		
配偶者（特別）控除額	⑰	380,000		
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑱	1,860,000（※5）		
基礎控除額	⑲	480,000		
所得控除額の合計額（⑫＋⑬＋⑭＋⑮＋⑯＋⑰＋⑱＋⑲）	⑳	4,276,102		
差引課税給与所得金額（⑪－⑳）及び算出所得税額	㉑	2,696,000	㉒	172,100
（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額			㉓	126,500
年調所得税額（㉒－㉓、マイナスの場合は０）			㉔	45,600
年調税額			㉕	150,000
年調減税額控除後の年調所得税額（㉔－「㉔－2」、マイナスの場合は0）			㉕－1	0
控除外額（㉔－「㉔－2」がマイナスの場合に記載）			㉕－2	104,400
年調年税額（「㉕－3」×102.1%）			㉕－3	0
差引過不足又は不足額（㉕－⑧）			㉖	50,700
超過額の精算：本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額			㉗	
超過額の精算：未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額			㉘	
超過額の精算：差引還付する金額（㉖－㉗－㉘）			㉙	50,700
超過額の精算：本年中に還付する金額			㉚	50,700
不足額の精算：本年最後の給与から徴収する金額			㉛	
不足額の精算：翌年に繰り越して徴収する金額			㉜	

年調計算表㉑欄
2,696,000円を速算表にあてはめて算出所得税額を求めます。
（2,696,000円×10%－97,500円）

（※）　1　⑬欄は、保険料控除申告書の「社会保険料控除」欄の「合計（控除額）」欄の金額を転記してください。
2　⑭欄は、保険料控除申告書の「小規模企業共済等掛金控除」欄の「合計（控除額）」欄の金額を転記してください。
3　「⑫のうち小規模企業共済等掛金の金額」欄は、毎月の給与から差し引かれた小規模企業共済等掛金の金額を記入してください。
4　「⑬のうち国民年金保険料等の金額」欄は、保険料控除申告書の「社会保険料控除」欄のうち、国民年金保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金の金額を転記してください。
5　⑱欄は、「令和６年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」により求めた金額を記入してください。
6　「扶養親族定額減税対象」欄は、扶養控除等（異動）申告書等の内容から確認した控除対象扶養親族と年少扶養親族（いずれも居住者に限ります。）の人数を記入してください。

3 住宅借入金等特別控除申告書からの転記

平成36年分　給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書

（この申告書は、年間所得の見積額が3,000万円を超える方は提出できません。）

年末調整の際に、次のとおり（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

給与の支払者の名称（氏名）	○○○○株式会社	（フリガナ）あなたの氏名	ヤマカワ　タロウ　山川　太郎
給与の支払者の法人（個人）番号		あなたの個人番号	
給与の支払者の所在地（住所）	□□市△△町３－３	あなたの住所又は居所	○○市××町 23－７

新築又は購入に係る借入金等の年末残高	①	居住の用に供した年月日	居住の用に供した家屋の床面積	居住宅地及び土地等	12,650,000
増改築等に係る借入金等の年末残高	②	増改築等工事の完了年月日	増改築等工事の費用の額	増改築等の費用の額のうち居住用部分の費用の占める割合	
家屋又は土地等の取得対価の額	③	14,000,000	17,000,000	31,000,000	
家屋の総床面積又は土地等の敷地面積のうち居住用部分の床面積又は敷地の占める割合	④	120.00 / 120.00 × 100	140.00 / 140.00 × 100	100	
居住用部分の家屋又は土地等の取得対価の額	⑤			12,650,000	
居住用部分の増改築等の費用の額	⑥			12,650,000	
特定増改築等住宅借入金等の年末残高（限度額 2,000万円）	⑦	12,650,000	年間所得の見積額	6,973,000	連年控除による住宅借入金等の年末残高
特定増改築等の費用の額（限度額の（注2）参照）					
特定増改築等の費用の額と居住者入金等の年末残高（注1）のうちいずれか少ない方（限度額の（注2）参照）					
上記特定増改築等住宅借入金等特別控除額（⑦×1%）		126,500			

（注1）①欄の記入に当たっては、当初の「年末調整で住宅借入金等特別控除を受けるかへ」を記載ください。
②　この申告書の提出に当たっては、金融機関等が発行する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の添付が必要です。
③　下の証明書は、切り離さないでください。

平成36年分　年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除証明書

999－9999	左記の方が、平成 27 年分の所得税について次のとおり（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。
○○市××町 23－７	平成 28 年 10 月 16 日
山川　太郎　様	○○　税務署長　財務事務官○○○○　印

（証明事項）

新築又は購入した家屋に係る事項			増改築等に係る事項		
居住開始年月日	㉗	令和27年 3月12日	居住開始年月日	㉛	年 月 日
家屋又は土地等の取得対価の額	㉘	14,000,000 円	増改築等の費用の額	㉜	円
	㉙	17,000,000 円	左のうち居住用部分の費用の額	㉝	円
家屋又は土地等の総床面積又は敷地の面積	㉚	120.00		㉞	%
	㉛	140.00	特定増改築等の費用の額	㉟	円
自己居住用部分の床面積又は敷地	㉜	120.00	特定増改築等住宅借入金等特別控除額	㊱	155,400 円
	㉝	140.00			

（平成27年中居住者用）

年末調整に役立つ情報

国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」に掲載されている「年末調整計算シート」（Excel）をご利用いただくと、給与所得控除後の給与等の金額、各種控除額及び税額等の計算を効率的に行うことができます。

【掲載場所】https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/nencho_keisan/index.htm